ハ　平成16年度から公告日の前日までの期間に、⑾①イの同種工事２について、元請けとして従事した経験を有する者であること。(共同申し込みの場合、構成員のうちの１者でよい。)

なお､｢経験を有する者」とは、ロと同じ。

ニ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ホ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　「基盤整備工事」と「建設工事」の配置技術者を兼任しない場合

１）基盤整備工事

イ　一級建築士、１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成16年度から公告日の前日までの期間に､⑾①イの同種工事２について、元請けとして従事した経験を有する者であること。(共同申し込みの場合、構成員のうちの１者でよい。)

なお､｢経験を有する者」とは、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たす者とする。

ａ　対象工事の契約時点で、イの資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

ハ　①ニと同じ。

ニ　①ホと同じ。

２）建設工事

イ　①イと同じ。

ロ　①ロと同じ。

ハ　①ニと同じ。

ニ　①ホと同じ。

⒀　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。)がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⒁　平成24年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒂　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑿に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を（共同申し込みの場合は共同企業体として）１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒃　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒂をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒄　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記６⑷の資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。(事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。)

なお、下記６⑷の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　二段階審査　本工事（基盤整備工事は除く）は、入札に先立ち１次審査及び２次審査（技術交渉）の二段階の審査を実施する。

４　１次審査　競争参加資格の確認資料の提出に合せて、企業と予定配置技術者の技術力及び施工計画等の着実性に係る技術審査資料の提出を求める。

５　２次審査（技術交渉）　１次審査に適格であると通知された競争参加者に対し、ＶＥ提案書と価格提案書の提出を求め、全ての競争参加者と技術交渉（ＶＥ提案に係るヒアリング等及び価格交渉）を実施する。競争参加者は交渉を踏まえた最終の価格提案書を提出し､原則として、入札価格は最終の価格提案書の総額以下の金額でなければならない。

６　入札手続等

⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理チーム　電話03―5323―2208

⑵　問い合わせ先

①　平成25・26年度の一般競争参加資格の認定に関すること　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理チーム　電話03―5323―2208

②　公募全般に関すること　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー６階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　工務検査部工務チーム　電話03―5323―2903

③　「基盤整備工事」に関すること（設計、積算等）　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー22階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部基盤第１チーム　電話03―5323―4948

④　「建設工事」に関すること（設計、積算等）　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号(新宿アイランドタワー18階)　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部企画チーム　電話03―5323―3179

⑤　入札・開札に関すること　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム　電話03―5323―4782

⑶　１次審査用資料の交付方法

【受付期間、申込先・問合先】

①　受付期間　平成26年７月25日（金）から平成26年８月20日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

②　申込先　上記⑵②と同じ。なお、資料の交付については建設業者を対象とし、明らかに当競争に参加をする目的ではないと判断される場合、資料の交付を行わない場合がありますので御了知願います。

⑷　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法

・申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、申請書の提出期間内に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間

・平成26年７月25日（金）から平成26年８月20日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。)までとする。

提出場所

・電子入札システムによる場合は、首都圏入札チーム（上記６⑵⑤)。

・紙入札による場合は、工務チーム（上記６⑵②)。